

入札契約手続き事務の生産性 向上にむけた取り組み

岩瀬和幸

豊橋河川事務所 経理課（〒441-8149 豊橋市中野町字平西1-6）

入札契約手続き事務の中で、特にインフレスライド条項にかかる契約手続き事務日数について概述し、現状と問題点に触れ、解決のための方策を検討することで、入札契約手続き事務の生産性向上にむけた取り組みについて考察する。

キーワード：契約手続き事務日数の短縮

1. はじめに

現状の入札契約手続き事務は、制度や運用の改正などが頻繁にあったり、新しい手続きが導入されたりなど、変化に富み、難解、複雑で、正しく処理できているか常に自問自答している。

契約手続き事務が多様化・複雑化する一方、行財政改革に伴い、携わる職員は年々減少している。人員や時間など限られた資源の中で適正に処理しなければならず、さらなる効率的執行が求められている。

今回、私は実務を行う中で苦慮している契約手続き事務のスケジュールについて取り上げ、業務改善に向けた提言を試みる。

この発表が今後、議論のきっかけになるなど、少しでも意義のあるものになればと願うものである。

2. 契約手続き事務日数の短縮に関する考察

現在、特に対応に窮しているのが「インフレスライド条項」にかかる工事案件のスケジュール管理である。ここから、インフレスライド適用工事の契約手続き事務について考察する。

(1) インフレスライド条項とは

「インフレスライド条項」とは、公共工事標準請負契約約款第25条第6項の規定により、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、契約金額の

変更を請求できる措置のことで、契約当事者双方から一定の条件のもと、任意で請求できるものである。

短期的かつ急激な価格水準一般の変動を適用対象とする。

請負代金の変更方法は、発注者と請負者とは14日を期限として協議の上定める。当該期間内に定まらない場合は、発注者が定めることとしている。

昭和25（1950）年制定の「建設工事標準契約約款」（「公共工事標準請負契約約款」の前身）には既に物価変動等による請負代金額の変更に関する条項（いわゆる「インフレスライド条項」）が存在した。

近年、具体的には平成25年あたりから公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられている状況のもと、その適用に伴うインフレスライド請求が請負者からなされるケースが増加している。景気対策に軸足を置く政策方針や、建設業者・関係団体の健全で安定的・持続的な発展のため、その担い手の確保、人材の育成に主眼を置く社会的、経済的要因が根底にあるものと思われる。

(2) 工期末等にインフレスライドを行う場合の工事の契約手続き事務の概要

まずは、中部地方整備局で行っているインフレスライドの契約手続きフロー【従来型】について概述する。

①変更契約（精算）の実施

：「協議開始の日から14日以内」【工事請負契約書第24条第1項】

②請負代金内訳書の作成・提出

：請負者が契約締結後14日以内に発注者に提出【工事請負契約書第3条第5項】

③単価協議・合意

：請負代金「内訳書の提出後、速やかに、（中略）単

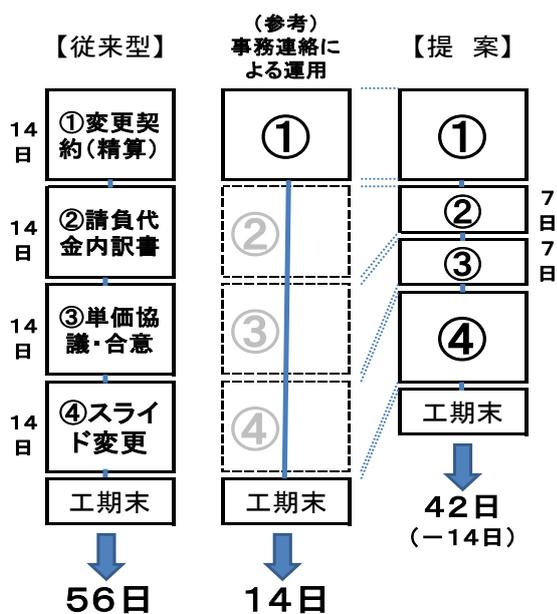


図1 インフレスライド案件の工期末作業フロー

価合意書を締結【工事請負契約書第3条第3項】協議開始後14日以内に単価合意書の締結を要する。
 ※単価個別合意方式を請負者が選択した場合、工事数量総括表の細別のそれぞれを算出した上で、発注者と協議を行うこととされ、協議開始日から14日以内に協議が整わないときは、自動的に「単価包括合意方式」が適用される。
 他方、請負者が単価包括合意方式を選択した場合、単価包括合意方式希望書を作成し、発注者に提出することとなっており、協議開始日から14日以内とされている。
 ④スライド額の協議及び承諾に伴う変更契約の締結：スライド協議開始の日から14日以内に「協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知」【工事請負契約書第25条第7項】

以上から、①～④の手続きを行うのに必要な契約手続き期間確保のため、工期末の約2ヶ月（56日以上）前には精算数量を確定しなければならない（ただし、この期間は作業の早期処理による期間の短縮や書類作成等の事務作業時間、決裁期間といった実際に必要となる事務手続き期間を考慮していない）。これは発注者側現場担当者にとって負担となることがあった。

また、当事務所発注スライド対象工事の請負者から、精算数量の確定時期が早すぎるといった意見を受けたこともあった。

そのような状況下で、「工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項（再スライド及びスライド協議開始日新規取扱い含む））にかかる具体的な運用について」（平成28年1月29日付け事務連絡）（以下「改正事務連絡」という。）が発出された。

スライドを行う時期について、これまでは工期末に実施する方法を中部の標準としていたが、改正事務連絡は、工期途中で早期に実施することとした。精算変更契約後、④を要しないことから、そのために必要とされる、工期末での③や②の手続きが不要となり、精算数量の確定を【従来型】より大幅に工期末に近い時点で行えることとなった。

しかし、スライドの要因は様々で、工期途中でスライド処理したからといって必ずしも工期末に行わないとは限らない。請負者からのスライド請求は工期末の2ヶ月以上前であれば可能である。また、スライドに限らず、別の事情、例えば、指定部分が設定されている場合、その完成期限にも同様に、指定部分にかかる精算変更契約から請負代金額にかかる協議・承諾までの事務手続き期間を要することになり、【従来型】と同様の状況が生じ得る。改正事務連絡の運用を以てしても常に負担を解消できるわけではない。

(3) 作業期間自体の短縮化に関する考察

そこで、契約手続き事務にかかる日数の短縮等について、必要な作業期間自体を短縮することができないか検討した。

a) 請負代金内訳書作成期間・単価協議期間の短縮

①及び④は、『改訂版公共工事標準請負契約約款の解説』によれば、¹⁾協議期間が十分にとられないと発注者と請負者の対等性の確保という公共約款の主目的の1つが達せられなくなるので、（中略）契約の工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意すべきとされ、「数か月を超える工期の契約については、最低でも2、3週間の期間がとられる必要」があるとされている。精算変更で工期が延長されるなど、契約保証の変更を要する場合など、手続き的な日数を要する場合があることから、当該期間の短縮は難しいといえる。

他方、②においては、契約締結後、発注者が迅速に様式を請負者に交付し、請負者が迅速に作成・提出するなど、自助努力での短縮は可能であると思われる。

同様に、③においても、発注者が請負代金内訳書を受領後、迅速に内容を確認し、単価協議書を発出し、請負者がその意向を迅速に表明（所定の手続き）するなど、自助努力での短縮は可能であると推測した。

この点を検証するため、平成25年度から3年間、豊橋河川事務所関連工事に携わった建設業者27社に、以下に示す質問内容でアンケートを依頼し、25社から有効な回答を受けた。

質問1. 精算変更後にスライド契約手続きを要する案件があり、工期末の約2ヶ月前までに精算数量を確定しなければならない状況について

質問2. 当初契約（すべての工種が入力事項）、変更契約（一部新規工種のみ入力事項）別に、それぞれ請負

代金内訳書の作成に概ね必要な日数について
質問3. 単価協議に概ね必要な期間について

質問1の集計結果は以下のとおり。

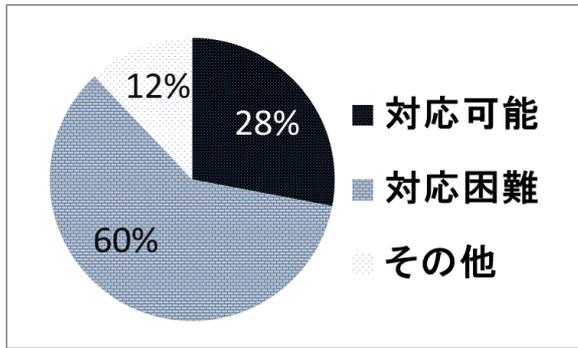


図-2 精算数量確定時期に関する感想

質問2の回答は以下のとおり。

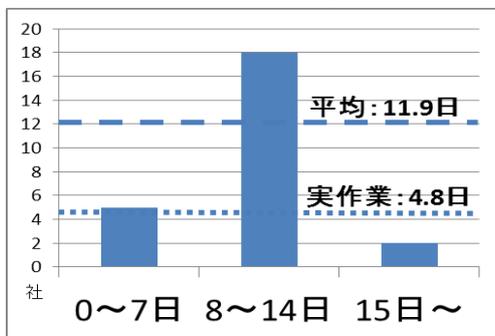


図-3 当初契約時の要望日数と実作業日数

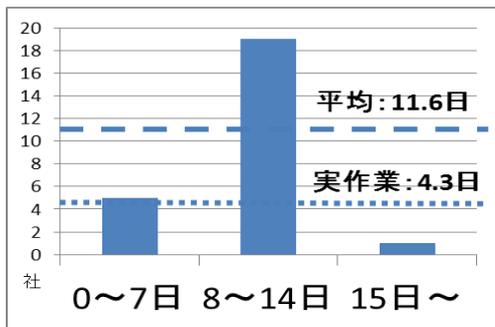


図-4 変更契約時の要望日数と実作業日数

質問3の回答は以下のとおり。

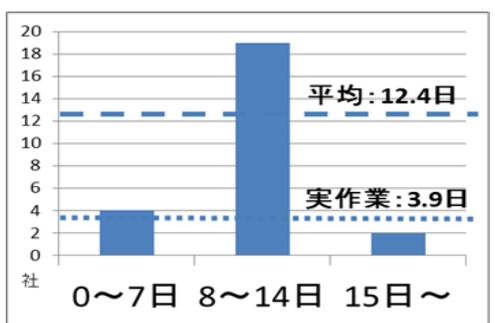


図-5 単価協議期間の要望日数と実作業日数

アンケート結果から、精算数量の確定を調印期限の約2ヶ月（56日以上）前に行わなければならない状況について、6割の請負者が早すぎると回答していることから、請負者も負担に感じていることが伺える。しかし、請負者が必要とする、当初・変更契約における請負代金内訳書作成期間及び単価協議に必要なとされる期間は、いずれもアンケート回答の平均で、ともに概ね12日で、現状のままを支持する意見が多数を占めた。この結果からは、契約手続き事務期間の短縮化に対する請負者の姿勢は積極的でなかった。自由回答では、「スライド案件に直面したことがないため、想像の域を出ず、実際に携わってみたいとわからない」といった意見や、「除草など特定の工事にしか携わったことがなく、一般土木工事における工期末の状況について不明な点が多い」といった回答が散見されたことから、実際にスライド案件に直面していないことや、請け負った工事の工種の違いなどが影響しているものと思われる。

また、請負者にとっては、②・③の期間は、自身の作業期間でもあり、その短縮は自己の時間的猶予を放棄することになることから、（より時間のかかる単価個別合意方式を選択する場合など）あらゆる状況を想定して、作業時間の確保が得策とする考えが垣間見える。

他方、スライド手続きの経験がある請負者などからは、工期末特有の調整事項や、天候状況などが不確定要素となり、精算数量の早期確定が困難だったといった実例や、「工程上、最終盤に行うこととなっていた工種において、設計図書や施工計画と現場状況との調整が工期末近くまで解決されず、契約事務手続きスケジュールの管理に苦慮している」といった回答が寄せられた。

これは、実体験に基づく感想として、説得力が感じられ、サンプル数は少ないものの、契約手続き事務期間の短縮化は請負者にも要望としてあると感じた。

では、実際の作業期間はどうか。

豊橋河川事務所が平成25年度から3年間に発注した総価契約単価合意方式工事62件について、当初・変更契約締結後、請負代金内訳書提出までの期間（いわゆる②に要する期間）と、発注者が単価協議書を請負者に発出してから請負者が単価包括合意方式希望書を提出、もしくは単価個別合意方式を選択する旨を連絡するまでの期間（③のうち、請負者の意思表示期間）について調査したところ、当初契約の請負代金内訳書提出期間（アンケートの質問2）は平均4.8日。変更契約では同4.3日。単価協議における請負者の意思表示期間は同3.9日と、アンケート回答より早く対応されていた。実際には短期間での対応は可能だが、上述のとおり、あらゆる状況を想定し、時間的余裕は確保しておきたいといった請負者の心理が働いているものと思われる。

以上の結果から、発注者側の作業日数も考慮して、②、③の期間をそれぞれ7日と仮定した場合、精算変更契約の手続き開始からスライド調印期限まで42日間、

【通常型】から14日短縮できることになる。

ただし、この処理は実際に締結される工事請負契約書第3条該当項に記載の協議期間である「14日」を「7日」に改めることになり、その取扱いは慎重を期すことが求められる。協議期間「14日」のまま、契約手続き事務期間を短縮する方策はないか。

b) 「工事請負契約書第55条」による短縮

そこで考えられるのが、工事請負契約書第55条で、当該条項は、当初あらかじめ想定することの出来なかった問題その他の定めのない事項について、発注者と請負者が協議して定めることを想定したものである。

すなわち、工期末にスライド協議しなければならない案件において、精算変更契約手続き事務着手前に、①～④の手続きが、工期末までに完了困難であると推測される場合、発注者、請負者間で必要な手続き期間を工事請負契約書第55条の協議承諾で取り決めるということが出来ないか。

精算変更手続き着手予定日から工期末までの期間が所定日数に満たない場合、精算変更契約手続きとは別に、例えば、「請負代金内訳書の提出期限を変更契約日の翌日から起算して7日以内、単価協議期間を発注者が単価協議書を請負者に発出した日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。」旨の協議を行い、請負者から承諾を受けるといった内容が考えられる。

これなら、工事請負契約書第3条該当項の「14日」を維持しつつ、当事者間の合意に基づき、当該期間を短縮することが契約条項上可能となる。

c) 停止条件付き変更契約による短縮

さらに、停止条件を付した工期設定を行う変更契約を、事前に締結する手法は考えられないか。

例えば、あらかじめ発注者、請負者間で①～④の手続きに必要な日数を想定し、事前（変更契約時）に変更契約協議書に「工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）にかかる手続き期間が工期を超える恐れがある場合、工期延長協議を行う。」旨を付記することで、必要な手続きを行う期間が不足する前に契約期間の延長手続きを行うとする措置である。

この場合の工期延長は繰越理由になり得ないため、元々の工期と延長協議後の工期とは同一年度内に限定さ

れるなどの一定の制約は必要であるが、現行の運用内での短縮化は可能ではないだろうか。

d) まとめ

契約手続き事務期間の短縮化について、a) 請負代金内訳書作成期間等の短縮、b) 「工事請負契約書第55条」による短縮、c) 停止条件付き変更契約による短縮の3方策を考察したが、この取り扱いが行えるのは、発注者、請負者双方が現行運用による精算数量の確定時期では対応できない場合（工期末までに必要とされる諸手続を行うための規定上の日数を確保できない場合）に限られることを再述する。現行の手続き期間は請負者の「時間の利益」の側面も併せ持つため、たとえ発注者が短縮化の必要性を感じていても、請負者からの自由な意思に基づく同意を得られなければ、行ってはならないことを常に念頭に置く必要がある。公共工事標準請負契約約款の前身である「建設工事標準請負契約約款」の制定において、¹⁾ 「契約内容の公正化あるいは民主化（片務性の打破）」、すなわち、契約手続き事務において、発注者・請負者が対等な立場に立った「公共工事の実現」が基本的理念の中核をなすものであることから、この点は厳に守られるべきである。

3. 最後に

法規の改正を伴わない、運用などの変更で、契約手続き事務を効率的に行えるよう、透明性を高めることができるよう、適正性を保持できるよう、今回、「契約手続き事務日数の短縮」について考察した。実現可能性の高低はあると思われるが、契約事務に対する国民の負託に応えるような制度のありかたを検討する上で、関係各位にご一考いただければ幸いである。

参考文献

- 1) 建設業法研究会編：改訂版公共工事標準請負契約約款の解説、大成出版社、2002。
- 2) 「内外の建築積算の歴史的経緯に関する調査(平成24年度)」,一般財団法人建築コスト管理システム研究所, 岩松 準
- 3) 2016年版 入札契約制度要覧, (株)建設人社, 2016.